

北海道農業農村整備事業情報共有システム管理運用要領

第1 目的

この要領は、北海道農業農村整備事業情報共有システム（以下、情報共有システムという。）の適切な管理、運用に係る必要な事項を定め、もって農業農村整備事業等の円滑な推進及び建設業等の経営効率化に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事等

電子データを共有可能な工事及び設計、測量、地質調査並びにその他の工事に係る委託業務またそれに伴う関連業務をいう。

(2) 情報共有システム

情報共有システムは、主に受発注者間の円滑な情報共有を可能とすることで職員の業務軽減と行政サービスの向上を図るために、北海道農政部が開発したもので、提供用 Web サイトを含む全ての関連ソフトウェアをいう。

(3) 利用者

情報共有システムの利用者であり、システムの利用にあたっては事前に利用者の登録を行うものとする。

(4) 担当職員

農政部職員であり、利用者と工事等の情報を交互に交換及び共有する立場にある農業農村整備事業の業務に携わる職員をいう。

第3 知的財産権

北海道農政部が開発した情報共有システム関連ソフトウェアの著作権、産業財産権等の知的財産権その他の権利は北海道に帰属する。

第4 システム管理者

1 情報共有システムを適正に管理運用するため、システム管理者を設置し、次に掲げる事項を所掌させる。

(1) 情報共有システムの利用登録に関すること。

(2) 情報共有システムの操作説明及び処理手順等を記載した手引書を作成すること。

(3) 情報共有システムに障害が発生した場合は、障害の復旧、原因の究明及び再発防止措置等を実施すること。

(4) 別に定める農業農村整備事業情報セキュリティ対策実施手順に基づきセキュリティ対策を実施すること。

2 システム管理者は、農政部農村振興局事業調整課長の職にある者とする。

3 システム管理者は、北海道情報セキュリティ対策基準に基づく情報システム管理者とする。

第5 利用者の登録

- 1 情報共有システムを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 工事等に関する北海道入札参加資格を有すること。
 - (2) 上記(1)の他、農業農村整備事業の業務に関係がある者で担当職員が特に認めた者は、利用者の登録ができるものとする。
- 2 情報共有システムの利用登録を申請する者（以下、「申請者」という。）は、別記第1号「北海道農業農村整備事業情報共有システム利用規約」に同意の上、本システムより利用登録の申請を行うものとする。
 - (1) 申請者は、担当職員と情報を共有する工事等の情報を確認し、本システムから申請を行うこととする。
 - (2) 申請書の受け付けは、各工事等の担当職員が行うこととする。
 - (3) 担当職員は、申請の内容に不備がないか確認の上、承認・否決を行うこととする。
 - (4) 利用者は、承認を受けた利用登録申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を担当職員に報告する。

附 則 この要領は、令和2年（2020年）1月22日から施行する。

北海道農業農村整備事業情報共有システム利用規約

第1条（目的）

北海道農業農村整備事業情報共有システム利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、北海道農政部（以下、「農政部」といいます。）が運営する北海道農業農村整備事業情報共有システム（以下、「本システム」といいます。）の利用に関する必要な事項について定めます。

第2条（利用規約の適用）

- 1 本規約は、農政部と本システムを利用する者（以下、「利用者」といいます。）の間におけるシステムの利用に関する一切の事項について適用されます。
- 2 農政部は、利用者の了解を得ることなく本規約を適宜変更することがあります。この場合、利用者は変更後の規約に同意したものとし、変更後の規約が適用されます。
- 3 変更後の規約は、農政部が別に定める場合を除き、本システムの Web サイト上に表示した時点より効力を発するものとします。

第3条（本規約の遵守）

利用者は、本システムの利用者登録申請を行うことにより、本規約に同意の意思を表示したとして、本システムの利用に関し、これを誠実に遵守することとします。

第4条（利用者の登録）

- 1 本システムの利用を希望する者は、本システムから利用者本人が登録を行い、承認を受ける必要があります。（以下、「利用登録」といいます。）
- 2 本システムを利用できる者は、建設工事及び設計等に係る種類の北海道入札参加資格を有すること、または農業農村整備事業の業務に関係がある者で担当職員が特に認めた者とします。
- 3 本システムの利用を承認された利用者は、電子メールの送付又はその他の方法により、その旨を通知されるとともに、利用者 ID ・ログインパスワード・参照キーが配布されます。参照キーは一定期間を過ぎると利用できなくなります。
- 4 利用者は、配布された利用者 ID ・ログインパスワード・参照キーの管理責任を負うものとし、農政部に対しいかなる責任も負担させないものとします。
- 5 利用者ID及びログインパスワード・参照キーの盗難、第三者による使用を知った場合には、直ちにその旨を担当職員に連絡するとともに、担当職員から指示がある場合には、これに従うものとします。
- 6 利用者は、承認を受けた利用登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を担当職員に報告するものとします。
- 7 利用者は利用者 ID 又はログインパスワード・参照キーを忘れたことによりシステムを利用できなくなった場合は、その旨を担当職員へ報告するものとします。この場合、相応の日時が必要となり、その間、本システムの利用はできません。

第5条（利用者の責任）

- 1 利用者は、本システムを利用するために必要なソフトウェア及び通信手段に係るものを含む全ての機器類を自己の責任と負担において準備するものとします。
また、使用する機器類については、セキュリティ対策に努めるものとします。
- 2 利用者は、本システムを利用する際に発生する通信費を含む利用機器類の運用費用の一切を負担するものとします。
- 3 利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、得られた各種情報を適切に管理するものとします。

第6条（農政部からの通知）

- 1 農政部は、本システムの Web サイト上に表示又は電子メールの送付、その他の方法により利用者に対し随時必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知は、農政部が別に定める場合を除き、当該通知を本システムの Web 上に表示、又は電子メールを送信した時点より効力を発するものとします。

第7条（システムの利用可能な時間及び利用料金）

- 1 本システムの利用は24時間利用可能としますが、問い合わせの受付時間は、北海道庁の閉庁日を除く毎日の午前9時から午後5時までを原則とします。これによりがたい場合は、本システム Web サイト上に表示するなどの方法で通知します。
- 2 本システムの利用及び利用者登録に要する費用は、無料です。ただし、本システムを利用する際に発生する通信費を含む利用機器類の運用費用は、利用者の負担となります。

第8条（システムの利用停止又は制限）

農政部は、利用者が本規約に反する行為、または第10条（禁止行為）を行ったと認められる場合は、本システムの利用を停止又は制限することができるものとします。

第9条（本システムの一時的な中断）

農政部は次の事由により、利用者には通知することなく一時的に本システムを中断することがあります。

- （1）設備の保守、点検及び修理などを行う場合。
- （2）火災、停電により本システムが運営できなくなった場合。
- （3）自然災害、事変などにより本システムが運営できなくなった場合。
- （4）その他、運営上又は技術上で本システムを一時的に中断する必要があると農政部が判断した場合。

第10条（禁止事項）

利用者は、本システムの利用にあたって、以下の各号に該当する行為又はその恐れがある行為を行ってはならないものとします。

- （1）利用者 ID 及びログオンパスワードを第三者へ貸与又は譲渡、名義変更、売買などを行う行為。

- (2) 他の利用者又は第三者になりすまして本システムを利用する行為。
- (3) 本システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとする行為。
- (4) 不正アクセス、ウィルスの送付等本システムを公序良俗に反する目的で使用又は使用しようとする行為。
- (5) その他、農政部が不相当と判断する行為。

第11条（免責事項）

- 1 利用者が使用する通信機器及び回線等に発生した障害等により、情報の取得や手続き等が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 2 利用者 ID 及びログインパスワード・参照キーの管理不十分、使用上の過誤、盗用等第三者の使用、不正使用又はその他により利用者が利用者本人でなかった場合でも、その利用によって生じた利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 3 自然災害、事変、その他農政部の責任に帰すことのできない事由により本システムの利用が遅延又は不能となった場合においても、そのために生じた利用者の受けた損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 4 利用者が使用するいかなる機器類及びソフトウェアについて、農政部は一切の動作保証を行いません。

第12条（知的財産権）

本システムが利用者に提供するサービスに関連する一切のソフトウェア及びその他の著作物は、農政部が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

第13条（個人情報保護）

- 1 農政部は、個人情報の正確性を確保するとともに、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、情報セキュリティ対策など適切な安全管理対策を講じます。
- 2 利用者登録で得られた情報は、本システムの運営状況確認等の管理のほか、他の目的に利用することはありません。

第14条（障害時等の対応）

利用における障害が発生した場合は、担当職員を通じてシステム担当者までご連絡願います。

第15条（管轄裁判所）

- 1 本規約及び本システムの利用に係る同意に関連して、農政部と利用者との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとします。
- 2 本規約及び本システムの利用に関して農政部に係る紛争が生じた場合には、農政部の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

附 則 この利用規約は、令和2年（2020年）1月22日から施行する。